

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 民法

【出題趣旨】

第2問は、基本的な問題点について、問題の所在を正確に理解したうえで、条文や判例から導かれる帰結を適切に説明することができるかを問うものである。

第3問は、比較的短い事実関係から、当事者の求める法律効果の根拠となる民法上の制度を抽出し、その要件を摘示したうえで事実関係に適切に当てはめる能力をはかるものである。

【採点基準】

(第2問)

(1) 占有改定による即時取得については、①判例がこれを認めない立場に立っていることを指摘し、②その理由を明らかにする必要がある。また、③占有改定による即時取得について、判例と異なる有力な見解（肯定する見解や、折衷的な見解）が存在することを指摘し、その根拠や帰結を説明することで、判例の意義や考え方の特徴を描き出すことが求められている。

(2) 法律上の親子関係は、伝統的には、子を分娩した女性が母親であるとするのが判例であり、母親が婚姻している場合には婚姻している父親が嫡出推定により父親となるのが原則的取り扱いである。判例は本問のような生殖補助医療においてもこの考え方を貫いたと見ることができるが、異なる考え方もあり得るところであり、自身の考え方を適切に説明することが求められる。

(第3問)

(問1) 賃料請求は賃貸借契約に基づき賃貸人が賃借人に請求するものであるが、本問ではCとBが直接賃貸借契約を締結しているわけではない。したがって、Cが賃貸人の地位を取得する根拠を条文に則して説明する必要がある。また、Cは甲の持ち分60%を有するに過ぎないから、賃料全額を請求できるかどうか（すなわち賃料債権が不可分債権かどうか）も検討する必要がある。

(問2) Dの請求は、Bに対しては所有権ないし賃貸借契約の終了に基づくものであり、Eに対しては所有権に基づくものであるが、いずれにせよ、BがEに対して賃借権を移転したことによる解除の有効性が問題となる（手続きとしては解除の意思表示が必要である）。原則として賃借権の無断譲渡は解除原因となるが、「背信行為に当たらない特段の事情」があれば解除権が発生しない、とするのが判例であるから、かかる判例をふまえて、事実関係を適切に評価して結論を示すことが求められる。

以上